

入 札 説 明 書

吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

I	入札説明書	(頁)	2	～	6
II	提出書類等一覧表		7		
III	契約履行実績調書		8		
IV	業務履行実績調書		9		
V	入札参加資格確認票		10		
VI	誓約書		11		
VII	入札書・委任状等		12	～	16
VIII	契約書（案）		17	～	30
IX	仕様書に関する質問書		31		

I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務
- (2) 業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

2 入札に参加する者に必要な資格等について

- (1) 次の条件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ウ 平成18年4月1日以降、国、公団（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき公団から事業を引き継いだ法人を含む。）、地方公共団体又は地方公営企業法に規定する企業団において、工業用水道の排水処理設備（処理能力が25m³/日以上に限る。）の運転管理業務の元請または下請として6か月以上の経験を有する者であること。
 - エ ウの実績を有することを証明する書類等（以下「契約履行実績調書等」という。）を企業局の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所に提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。
 - オ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - キ 企業局から入札説明書等の交付を受けた者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

- (1) 問い合わせ先
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階
徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 088-621-3250
ファクシミリ番号 088-621-2877
電子メールアドレス keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

ファクシミリ又は電子メールにより、別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。

なお、期間については概ね契約履行実績調書等の提出期限の3日前までとする。

これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 契約履行実績調書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、契約履行実績調書等を徳島県企業局の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

契約履行実績調書等の審査の結果、履行可能と判断し「適合」とされた契約履行実績調書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、徳島県企業局から契約履行実績調書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 契約履行実績調書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年9月1日（火）午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

ウ 提出方法

直接持参

ただし、事前に申し出た場合は郵送により提出してもよい。

6 入札手続等について

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月9日（水）午後2時

イ 場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁6階 企業局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参

- (2) 入札の方法等

ア 入札の方法

入札は**処理量1トンあたりの単価**で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式（入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は仕様書第16条に規定する算出方法により算出する重量1トンあたりの処理単価を記載すること。金額の見積りに当たっては、この入札説明書及び仕様書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「業務名」は、明確に記載すること。

(オ) 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。

(キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(ク) 5の契約履行実績調書等の審査の結果を、書面により通知する。この場合において、提出された書類は返却しない。

ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができるものとする。

再入札を行う場合において、第1回目の入札前に提出した契約履行実績調書等証明書類の変更をしてはならない。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- イ 記名のない入札
- ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - (ウ) 「業務名」の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - (エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
 - (オ) 入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの
- エ 同一事項に対してした2通以上の入札
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- キ 郵便によりした入札
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出するとともに、5の契約履行実績調書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書等に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじをひかせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定通知を受けた日から起算して5日以内に企業局が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企業局経営企画課 管財担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類等一覧表

1 契約履行実績調書等提出時

(1) 契約履行実績調書（下請経験を記載する場合は業務履行実績調書） 1 通

平成18年4月1日以降、国、公団(特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき公団から引き継いだ法人を含む。)、地方公共団体又は地方公営企業法に規定する企業団において、工業用水道の排水処理設備(処理能力が25m³/日以上に限る。)の運転管理業務の元請または下請としての6か月以上の経験を記載すること。

また、記載した業務の履行を証明する書類及び業務内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 入札参加資格確認票 1 部

入札説明書「2 入札に参加する者に必要な資格等について」ア及びオの条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

(3) 誓約書 1 部

徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であることを確認するため、記名の上、提出すること。

(他の入札等に際して既に徳島県企業局に提出済みの場合は省略可)

※上記(1)～(3)を各1通(部)ずつクリップ等で留め、提出すること。

2 入札時

(1) 入札書及び封筒 1 通

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書については、コピー等を行って、再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

令和 年 月 日

契 約 履 行 実 績 調 書

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

次の契約を履行しました。

委託業務名	契約相手方	契約年月日	契約期間

※ 平成18年4月1日以降、国、公団(特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき公団から事業を引き継いだ法人を含む。)、地方公共団体、又は地方公営企業法に規定する企業団において、工業用水道の排水処理設備(処理能力が25m³/日以上に限る。)の運転管理業務の契約実績を記載すること。

また、記載した業務の履行を証明する書類(業務完了承認書等の写し)及び業務内容が確認できる書類(契約書類等の写し)を添付すること。

令和 年 月 日

業 務 履 行 実 績 調 書

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

次の業務を履行しました。

委託業務名	発注者	委託元業者名	委託年月日	委託期間

※ 平成18年4月1日以降、国、公団(特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき公団から事業を引き継いだ法人を含む。)、地方公共団体、又は地方公営企業法に規定する企業団において、工業用水道の排水処理設備(処理能力が25m³/日以上に限る。)の運転管理業務の履行経験を記載すること。

また、記載した業務の履行を証明する書類及び業務内容が確認できる書類を添付すること。

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

1 業務名 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

現時点において、上記業務の入札説明書「2 入札に参加する者に必要な資格等について」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加するにあたり、次に該当しないことを誓約いたします。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

◎暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の例

- 1 暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 5 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

入 札 書

1 入札書記載金額
(処理量1トンあたり)

千	百	拾	万	千	百	拾	円

2 委託業務名 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

3 入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

氏 名

徳島県企業局長 殿

本人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を忘れない
ようにしてください。
(無い場合は無効)

1 入札書記載金額
(処理量1トンあたり)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

処理量1トンあたりの
単価を記載してください。

2 委託業務名 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

3 入札保証金 免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

徳島県企業局長 殿

代理人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。
 (無い場合は無効)

1 入札書記載金額
 (処理量1トンあたり)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

処理量1トンあたりの
 単価を記載してください。

2 委託業務名 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

3 入札保証金 免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
 住所・会社名を
 記入してください。

住 所 徳島県徳島市万代町1-1
 徳島県庁株式会社

県に登録済みの
 代表者役職・氏名を
 記入してください。

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代 理 人 住所 ○○○○○○○○○

氏名 阿波 次郎

代理人の住所・氏名は
委任状と同じ内容で
あること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____ を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇〇日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし、
徳島県企業局が令和〇年〇月〇日に執行する『吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務』の入
札に関する一切の権限を委任します。

(案)

委 託 契 約 書

徳島県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第 1 条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（１）委 託 業 務 名 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

（２）委託業務内容 別添仕様書のとおり

（３）委託業務箇所 板野郡松茂町長岸 吉野川北岸工業用水道浄水場

（委託業務の処理）

第 2 条 受注者は、前条第 2 号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 5 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、期間内処理量 1 トン当たり金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、委託料に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第 6 条 発注者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第 7 条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第 8 条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに発注者の指示する様式による委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という）を発注者に提出しなければならない。

（検査等）

第 9 条 発注者は、完了報告書の提出を受けたときは、1 0 日以内に、受注者の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 発注者は、受注者の申請があったとき、その他発注者が必要と認めたときは、委託業務の完了の前に中間の検査をすることができる。

3 発注者は、第 1 項に規定する検査の結果、発注者の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、受注者に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

4 受注者は、前項の補正を命じられたときは、発注者の指示により補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第 1 0 条 受注者は、前条第 1 項又は第 4 項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、発注者に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 前項の委託料は、第 4 条第 1 項に規定する単価に処理量を乗じて得た額とする。

3 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して 3 0 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第 1 1 条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第12条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）第33条第4項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に小切手発行通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）受注者が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）受注者が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（4）契約の履行に当たり発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

（5）契約条項に違反したとき。

（6）受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとし、なお、発注者に損害があるときは、受注者に賠償を請求することができる。

3 前項において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、発注者は、受注者に相当額又は不足額を請求することができる。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると発注者が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を受注者に支払うものとする。

5 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第16条 受注者はこの契約で定める業務の遂行による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年〇〇月〇〇日

発注者 徳島県
徳島県企業局長 勝間 基彦

受注者 〇〇〇〇

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10条 発注者は、受注者及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

業 務 仕 様 書（令和 8 年 7 月 1 日以降適用）

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第 1 条 本仕様書は、「吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は泥土処理設備の運転管理において、適正かつ安定的に脱水ケーキを製作することが主目的であり、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止しなければならない。また、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第 2 条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和 8 年 7 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和 8 年 7 月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和 8 年 7 月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第 3 条 当初業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円未満及び、変更契約で業務委託料が 1 0 0 万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第 4 条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（オンライン電子納品）

第 5 条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(委託業務箇所)

第 6 条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 板野郡松茂町長岸 吉野川北岸工業用水道 浄水場

(対象機器)

第 7 条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

- (1) 吉野川北岸工業用水道浄水場泥土処理施設

ア 泥土処理棟（監視室他）	1 式
イ 沈殿池掻寄機（クラリファイヤ）	4 台
ウ 沈殿池排泥弁	3 2 個
エ 泥土池及び泥土池ポンプ	1 式
オ 泥土濃縮槽（シックナ）及び濃縮槽引き抜きポンプ	1 式
カ 脱水機設備	1 式
キ ケーキホッパ	2 台
ク 上記に付帯する設備等	1 式

(業務内容)

第 8 条 本業務は、吉野川北岸工業用水道浄水場における泥土の適正な脱水処理を目的とし、その業務範囲は泥土処理にかかる各機器の運転及び保守管理であり、その内容は次のとおりとする。

- (1) 脱水ケーキの適正な含水率及び厚みの確認・調整
- (2) 沈殿池掻寄機からケーキホッパまでの各機器の運転・保守管理
- (3) 運転・点検記録の作成
- (4) ケーキ譲渡・搬出量の確認他

なお、業務の着手及び完了の時点において、発注者及び受注者双方が設備の引き渡しに立ち会うこと。また、受注者は設備等の使用に当たり火元責任者及び保安責任者を定め、使用設備における火気の取り扱い及び施錠等についてその責任に任ずるものとする。

(緊急点検)

第 9 条 履行工期限内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。

なお、費用については、その都度協議するものとする。

(諸法令の遵守)

第 10 条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 徳島県企業局電気工作物保安規程
- (6) その他関係法令等

(規格)

第 11 条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。た

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

だし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (3) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第12条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

(1) 業務計画書	契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に	2部
ア 業務概要		
イ 業務工程		
ウ 業務組織計画		
エ 連絡体制(緊急時含む)		
オ 使用する主な機器		
カ 作業方法		
キ その他		
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	2部
(3) 脱水機運転・点検記録	〃	2部
(4) 業務写真	〃	2部
(5) 監督員が指示する図書		必要部数

(泥土処理設備運転詳細)

第13条 泥土処理設備の運転は、泥土掻き寄せ(沈殿池掻寄機運転)から車両への積込操作(ケーキホッパ運転)まで、それらに伴う作業とする。(第3図「泥土処理フロー図」参照)

- 2 受注者は、設備の正常な運転継続を図るため、常時十分な監視と点検を行い、故障の発生を未然に防止するよう努めること。点検結果については、別紙泥-2 泥土処理設備点検日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。
- 3 受注者は、軽微な故障や消耗品の交換、補修(ろ布、ベルト交換等)については、速やかに必要な措置を講じること。
- 4 受注者は、重大な事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督員に連絡し、協議又は指示を受けること。
- 5 ケーキの含水率は50%以下、厚み8mm以上を目標とし、常に脱水処理の効率向上に努めること。
- 6 受注者は、ケーキの譲渡・搬出に際し、発注者が指示する者の車両へ積込操作を行うものとする。車両1台当たりの積込量は、原則として、その車両積載量の9割以上とする。また、それらの関係者と密に連絡を取り、ケーキ譲渡・搬出及び泥土処理業務に支障をきたすことの無いように努めなければならない。
- 7 ケーキ譲渡・搬出の停滞等により、泥土処理継続がし難い状況となった場合は、発注者と協議する。
- 8 泥土池ポンプの運転に当たっては、適時ストレーナ清掃を実施すること。
- 9 受注者は、常に設備の清掃と整理整頓に努めること。

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

- 10 受注者は、同時期に実施する沈殿池清掃業務の施工業者と共同歩調を取って、互いに業務が円滑に遂行できるように努めること。

(濃縮泥土濃度測定)

第14条 濃縮泥土濃度測定は、原則として脱水機運転日毎に行うものとし、次の要領に基づき実施するものとする。

- (1) サンプルを給泥層下のバルブから採取し、水分計により、濃度の測定を行う。
- (2) 必要に応じて、測定回数の追加を指示する場合がある。
- (3) 測定に要する器具については、無償で貸与する。
- (4) 測定結果については、別紙泥-1 脱水機運転日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。

(脱水ケーキ状態測定)

第15条 脱水ケーキ状態測定は、原則として脱水機運転日毎に行うものとし、次の要領に基づき実施するものとする。

- (1) 「開板」工程後、脱水ケーキをベルトコンベアから適量採取し、ノギスにより厚さ(mm)を測定する。その後、それを水分計によりケーキサンプル含水率(*. *. *)の測定を行う。
- (2) 必要に応じて、測定回数の追加を指示する場合がある。
- (3) 測定に要する器具については、無償で貸与する。
- (4) 測定結果については、別紙泥-1 脱水機運転日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。

(ケーキ発生量)

第16条 脱水ケーキ発生量は、業務実施期間内で乾燥重量16.4tと想定するが、次の数量を基に精算を行うものとする。想定数量は、過去実績に基づいた数値であり委託期間内の出来高を保証するものではない。

- 2 業務期間内の合計数量(t)は、1日当たり算出重量(t)の合計とする。
- 3 前項1日当たりの算出重量(t)は、次式により算出し、少数点以下第2位を四捨五入する。

$$A \times 61.5 \times 0.001 \times (1 - B) \div (1.2B + 1) \times 2.2 \times \text{脱水機運転回数}$$

A：ケーキサンプル厚さmm

B：含水率/100

(ケーキ譲渡・搬出先)

第17条 ケーキ譲渡・搬出先は、発注者が指示する。また、ケーキ譲渡・搬出に当たり、別紙泥-3 浄水場発生土取引伝票などの監督員が指示する書類へ記入を行うこと。

(管理技術者)

第18条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

(その他)

- 第 19 条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
 - 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
 - 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
 - 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
 - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
 - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
 - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
 - 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

- 第 20 条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

主任監督員	現場監督員

脱 水 機 運 転 日 誌

令和 年 月

運 転 日 時		運転回数(回)		ケーキホッパレベル(t)			濃縮泥土引抜量(m ³)			工程時間(分)			発生ケーキ			ケーキ	搬出	運 転 者	備 考
開始時刻 ~ 終了時刻		開 始→終 了	本日計	No . 1 開始→終了	No . 2 開始→終了	本日計	開 始→終 了	本日計	引抜濃 度(%)	圧入	圧搾	1 工程	厚み (mm)	含水率 (%)	日乾燥重量 算出値(t)	搬出 (t)	車数 (台)		
1	: ~ :	-		-	-		-												
2	: ~ :	-		-	-		-												
3	: ~ :	-		-	-		-												
4	: ~ :	-		-	-		-												
5	: ~ :	-		-	-		-												
6	: ~ :	-		-	-		-												
7	: ~ :	-		-	-		-												
8	: ~ :	-		-	-		-												
9	: ~ :	-		-	-		-												
10	: ~ :	-		-	-		-												
11	: ~ :	-		-	-		-												
12	: ~ :	-		-	-		-												
13	: ~ :	-		-	-		-												
14	: ~ :	-		-	-		-												
15	: ~ :	-		-	-		-												
16	: ~ :	-		-	-		-												
17	: ~ :	-		-	-		-												
18	: ~ :	-		-	-		-												
19	: ~ :	-		-	-		-												
20	: ~ :	-		-	-		-												
21	: ~ :	-		-	-		-												
22	: ~ :	-		-	-		-												
23	: ~ :	-		-	-		-												
24	: ~ :	-		-	-		-												
25	: ~ :	-		-	-		-												
26	: ~ :	-		-	-		-												
27	: ~ :	-		-	-		-												
28	: ~ :	-		-	-		-												
29	: ~ :	-		-	-		-												
30	: ~ :	-		-	-		-												
31	: ~ :	-		-	-		-												
合 計		運転日数 日		発生量計		t		m ³							t	t			

機種	点検対象	点検内容	記録	機種	点検対象	点検内容	記録
監視操作盤	全 般	作動状態		No.1 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
コントロール弁	全 般	作動状態			ベ ル ト	蛇行有無	
主変圧器	全 般	作動状態			受 け 皿	ケーキ堆積	
加圧脱水機	全 般	作動状態		No.2 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
	機 側 操 作 盤	作動状態		ベ ル ト	蛇行有無		
	ろ 布	吊り具合		No.3 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
	ろ液状態	濁り具合			ベ ル ト	蛇行有無	
	シリコン -	漏 油		ケーキホッパ	全 般	作動状態	
	ホ ー ス	損 傷・漏 水		ゲ ー ト	作動状態		
洗 浄 水 ト ラ フ	ケーキ堆積		所内排水槽	全 般	堆積状況		
電磁弁箱	全 般	作動状態		ポ ン プ	作動状態		
油圧ユニット	全 般	油 面		雑用水槽	使用号機	No.	
	使用号機	No.		全 般	堆積状況		
	全 般	作動状態		ポ ン プ	作動状態		
給泥槽	全 般	油 量		濃縮泥土引抜 ^ホ ソ ^ソ	使用号機	No.	
	全 般	漏 液		全 般	作動状態		
	液 位 計	洗 浄 (月 1 回)		濃 縮 槽	全 般	作動状態	
攪 拌 機	作動状態		ス ト レ ー ナ		清 掃		
給水槽	全 般	油 面			泥 レ ベ ル	段	
	全 般	漏 水		No.1 ^ク レリ ^フ ア ^イ ヤ	全 般	作動状態	
	容 量	m ³			機 側 操 作 盤	作動状態	
ブロー用空気槽	全 般	漏 気 等			ワ イ ヤ	巻取状態	
	ド レ ン	作動確認		No.2 ^ク レリ ^フ ア ^イ ヤ	全 般	作動状態	
	圧 力	MPa			機 側 操 作 盤	作動状態	
計装用空気圧縮機	全 般	作動状態			ワ イ ヤ	巻取状態	
	全 般	作動確認		No.3 ^ク レリ ^フ ア ^イ ヤ	全 般	作動状態	
	安 全 弁	作動確認			機 側 操 作 盤	作動状態	
計装用除湿器	全 般	作動状態			ワ イ ヤ	巻取状態	
泥土圧入ポンプ	使用号機	No.		No.4 ^ク レリ ^フ ア ^イ ヤ	全 般	作動状態	
	全 般	作動状態			機 側 操 作 盤	作動状態	
	ゲ ラ ン ト	漏 水			ワ イ ヤ	巻取状態	
給水ユニット	全 般	作動状態		1 号沈殿池排泥弁	空 気 圧 縮 機	作動状態	
	メカニカル	漏 水		バルブ類	作動状態		
	運 転 時 間	No.1(h) No.2(h)		2 号沈殿池排泥弁	空 気 圧 縮 機	作動状態	
圧力水ポンプ	使用号機	No.		バルブ類	作動状態		
	全 般	作動状態		配 管 類	漏 気 等		
	ゲ ラ ン ト	漏 水		泥土池	全 般	周辺状況	
吐 出 圧	MPa		機 側 操 作 盤		作動状態		
ブロー用空気圧縮機	全 般	作動状態			水 位 計	m	
	吐 出 温 度			泥土池ポンプ	全 般	作動状態	
	運 転 時 間	No.1(h) No.2(h)			ス ト レ ー ナ	清 掃	
	油 面	負 荷 時 測 定			○：良好 ×：不良 ：処置して良		
	オイルクリーン	作動状態		：毎月末に運転号機を切替			
	テストロイヤ	作動状態		備 考			
真空ポンプ	使用号機	No.					
	全 般	作動状態					
	吸 気 圧	MPa					
ろ布洗浄水 ^ホ ソ ^ソ	使用号機	No.					
	全 般	作動状態					
	ゲ ラ ン ト	漏 水					
	吐 出 圧	MPa					

浄水場発生土取引伝票

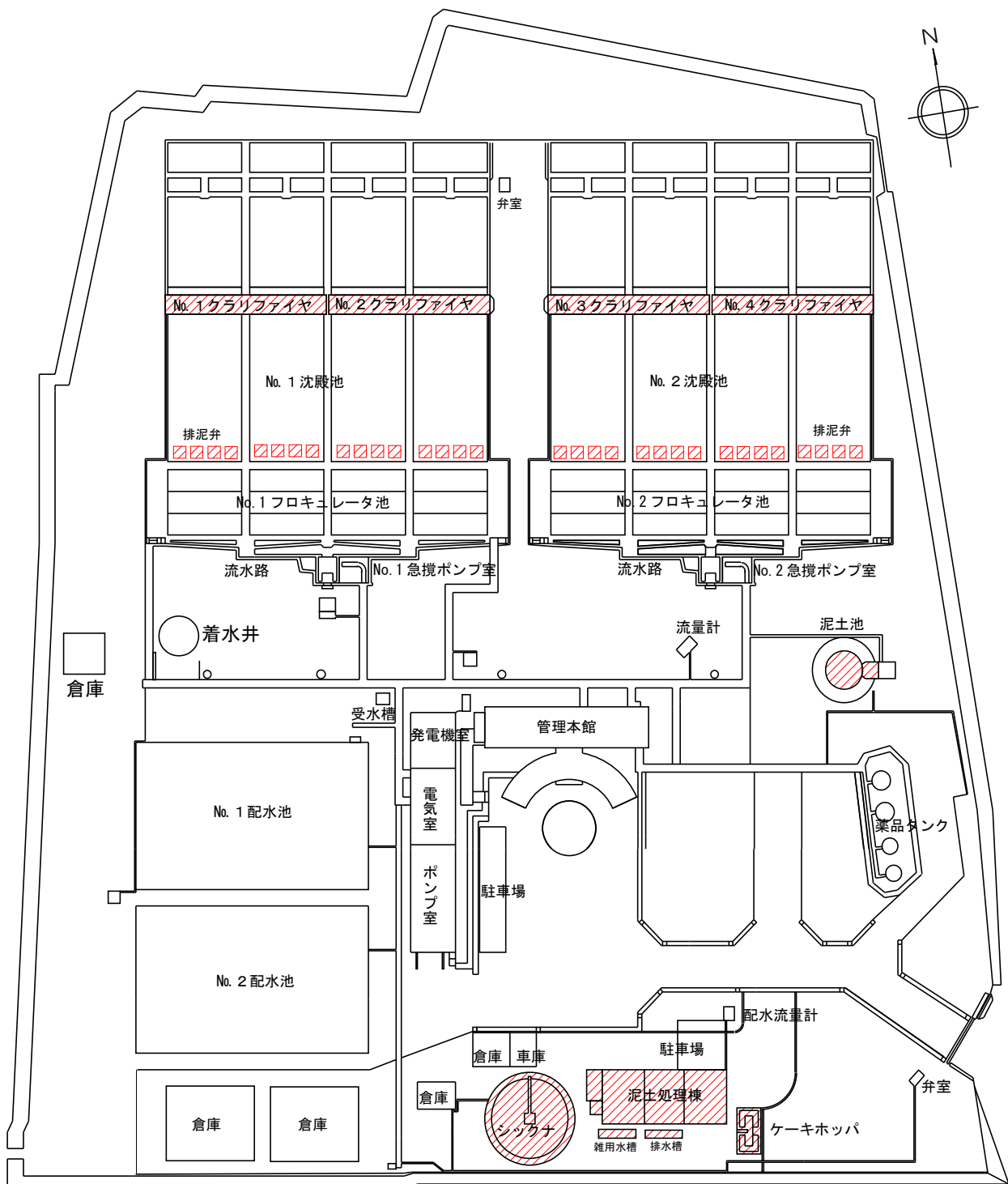
譲渡先	企業局	譲渡先	徳島市新蔵町1丁目86 徳島県企業局 総合管理推進センター TEL:088-654-7104 (工業用水担当)

取 引 No.		備 考	
年 月 日	令和 年 月 日		
譲 渡 量	トン車： 車		
月 累 計	車		

※取引No. は年間を通じた取引回数を示す。

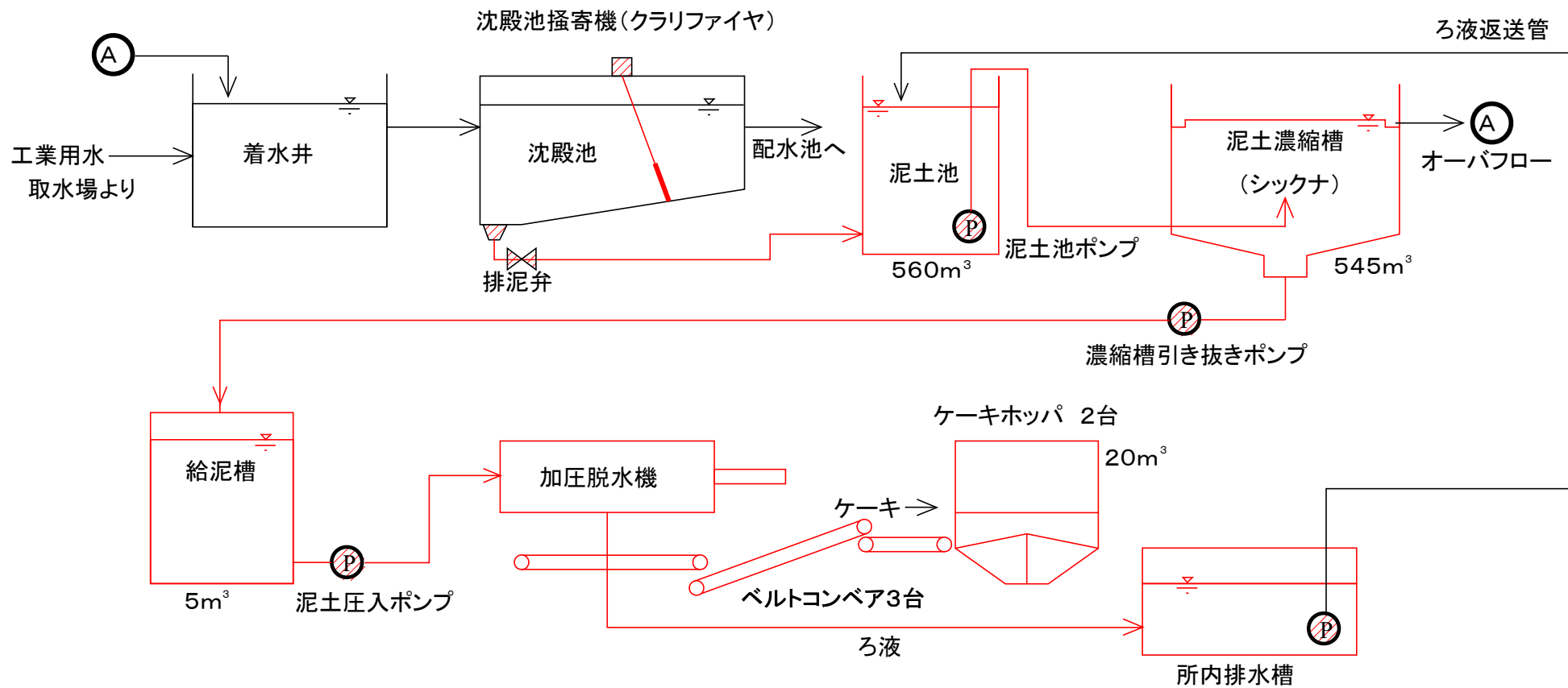


出典:国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図 電子地形図 25000(国土地理院)を加工して作成



 業務範囲

委託業務年度	令和8年度
委託業務名	吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務
図面番号	第2号
図面名	浄水場平面図
事業者名	徳島県企業局 総合管理推進センター



 業務範囲

委託業務年度	令和8年度
委託業務名	吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務
図面番号	第3号
図面名	泥土処理フロー図
事業者名	徳島県企業局 総合管理推進センター

仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

業務名： 吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

住所

氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E - m a i l

質問項目	
内 容	